

平成30年度農地中間管理事業の活動方針について

岩手県農地中間管理機構
(公益社団法人岩手県農業公社)

1 平成30年度目標面積

借入	3,600 ha (前年度 3,600 ha)
貸付	3,600 ha (前年度 3,600 ha)

平成26年度に創設された農地中間管理事業は、当初は順調にスタートしたものの、平成28年度と29年度の実績は目標面積を下回りました。このうち取組のポイントとなる新規集積面積の割合も約5割と、県の目標を大きく下回っています。

県の基本方針では平成30年度時点の集積面積を95,000ha(集積率62%)としており、現状とのかい離は極めて大きくなっています(平成28年度末集積面積76,347ha(集積率50.6%))。

こうした中、県では、平成30年度の農地集積面積(新規)を3,600haとし、新たに市町村毎の担い手への農地集積目標を示しました。機構では、この目標に向け、各市町村等が積極的に取り組むことなどを前提に、昨年度同様3,600haを貸借目標とします。

また、機構における体制整備として、経営に関し実践的な能力を有する役員を増やす予定であり、担当職員の配置換えと併せ推進体制の強化に取り組むこととしております。

なお、積極的な事業展開に要する財源を確保するため、今年度から新たに手数料1%を徴収することとしています。

【岩手県農地中間管理機構の借入・貸付状況】

(単位：ha)

	H26		H27		H28		H29		合計	
	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付
目標	2,000	2,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	12,800	12,800
実績	3,842	2,359	5,054	5,222	2,513	3,165	1,986	2,137	13,395	12,883
達成率	192.1%	118.0%	140.4%	145.1%	69.8%	87.9%	55.2%	59.4%	104.6%	100.6%
新規集積		956		2,327		1,618		966		5,867
新規割合		40.5%		44.6%		51.1%		45.2%		45.5%

※新規割合＝新規集積÷貸付実績

目標達成に向けては次のような課題があり、いずれも機構単独では解決できない課題であることから、関係機関等と連携しながら機構の役割をしっかりと果たしていきます。

- ① 受け手のいない中山間地域における担い手の確保・育成
- ② 地域農業マスタープランの実質的な話合いの促進
- ③ 相続未登記農地等の早期解消
- ④ 法人化や基盤整備事業の促進 など

2 活動方針

(1) 市町村との連携

県同行のもと、全市町村を巡回するなどにより、県が示した市町村毎の目標面積の達成に向けた意見交換等を行います。特に、重点実施地区においては、広域振興局、市町村、農業委員会等からなる「地域推進チーム」（3の事業推進体制参照）と課題や対応方向等の情報を共有し、課題を一つずつ解決しながら、農地中間管理事業を推進します。

さらに、現場からの要望を踏まえ、地域農業のあり方等を具体化する「地域農業マスタープラン」の見直し等の話合いに参加し、農地中間管理事業の活用を提案します。

人事異動で新たに農地中間管理事業を担当する関係機関・団体の職員等を対象とした、初任者研修を始めます。

(2) 農業委員会との連携

農業委員会法の改正（H28.4.1 施行）に伴い、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務となりました。農業会議では昨年10月策定した「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」により、地域推進班の編成や活動計画書、意向把握カードの作成などを通じて農地利用の集積・集約活動を展開することとしています。

機構においては、農地コーディネーターが主となって農業委員会（農業委員及び農地利用最適化推進委員）と連携し、この方針に基づいた現地活動を支援します。

【農業委員等の人数】

(単位：人)

区 分	人数	備 考
農業委員会	農業委員	423
	農地利用最適化推進委員	492
	小計	915
機 構	農地コーディネーター	16
合 計		931

(3) 農業協同組合との連携

農業協同組合の広報誌等の媒体を活用した農地中間管理事業の普及・啓発や組合員の営農活動等に係る情報の提供を要請するとともに、農地の集積・集約と地域営農ビジョンとの更なる連携等、関係の強化を図ります。

なお、農協事務所を勤務地としている農地コーディネーター（8名）にあっては、より一層の情報共有を図ります。

(4) 基盤整備事業等との連携

基盤整備事業は、農地の集積・集約の大きな契機となることから、土地改良区等や地域が開催する会議・会合に積極的に出向き、農地中間管理事業との連携による効果・効用を説明します。

さらに、土地改良事業に関する知見を有する職員（昨年度雇用）をリーダーに、地域担当者と農地コーディネーターが一体となって、県の現地機関や土地改良区等を訪問し、農地中間管理事業の普及・啓発を図ります。

また、新たに創設された機構関連農地整備事業については、今年度から着手される一関市藤沢町曲田地区を取組モデルとして、県内への波及に努めます。

なお、既整備地区についても、地図情報や他地区の効果事例を活用しながら、土地改良区等の協力のもと、農地の集積・集約化に向けた話合いに取り組みます。

(5) 法人化の推進

県では、集落営農の組織化リストに基づき法人化を促進していることから、機構としても県との連携のもと、農地の集積・集約について支援します。

また、経営改善や法人化等を支援する「いわて農業経営相談センター」が今年度新たに設置されたことから、機構もこのセンターの構成員として農地中間管理事業の活用等について支援します。

【法人化した集落営農組織数と割合】 (単位：組織)

	H26	H27	H28	H29
法人である又は法人化計画を有する集落営農組織数	423	430	428	396
集落型の農業法人数	105	146	162	180
法人化割合	24.8%	34.0%	37.9%	45.5%

(6) 登録農地の情報提供

土壌や日照条件等が不良のため、所有者が貸付を希望しているものの借受希望者が見込めない農地については、登録農地として整理のうえ、広く情報提供することにより、受け手の確保に努めます。

今年度は 1,000ha の登録を目標とし、提供する情報を遊休農地（(7) 参照）まで拡大するとともに、農地中間管理事業推進会議等で遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きを示すなどにより、登録情報の提供を広く要請します。

また登録された情報については、担い手農家へ積極的に情報提供し、農地コーディネーターと農業委員・農地利用最適化推進委員が互いに連携しながらマッチングに努めます。

【登録農地の状況】 (単位：ha)

	H28 末	H29		
	ストック	登録	借入	ストック
田	37.1	4.3	4.3	37.1
畑	17.4	0.2	2.5	15.1
その他	0.8	0	0	0.8
合計	55.3	4.5	6.8	53.0

(7) 遊休農地等

農地法に基づいて農業委員会から情報提供のあった遊休農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の農地等）のうち、農地中間管理機構の借入基準に該当しない農地については、境界が未確定である等の支障がない限り、登録農地として整理し、受け手の確保に努めます。

【荒廃農地の状況】 単位：ha)

	H24	H25	H26	H27	H28
荒 廃 農 地	6,142	5,981	5,947	5,755	5,213
再生利用が可能な荒廃農地 (A分類)	4,911	4,500	4,221	3,802	3,303
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	1,231	1,481	1,726	1,953	1,910

※ 農地法第 32 条第 1 項第 1 号農地は、再生利用が可能な荒廃農地 (A分類) と同様の農地である。

(8) 農地利用集積円滑化事業からの切替え

関係機関等の協力を得ながら、更新時期を逃さず下記のようなメリットを伝えることにより、農地中間管理事業への切替えを促進します。

なお、農地保有合理化事業で実施した貸借地の期間満了案件（約34ha）についても、切替えを促進します。

【農地中間管理事業のメリット】

出し手のメリット	受け手のメリット
① 賃料が確実に支払われる。	① 契約の管理や賃料の支払いが一本化されるので事務の軽減が図られる。
② 受け手が離農した場合でも、機構が対応するので安心して貸借できる。	② 賃料の支払いは口座引去りのため、送金手数料の負担が無い。
③ 10年以上貸借した場合は、固定資産税の軽減措置がある。	③ 万が一、出し手に相続が発生した時でも、機構が対応するので安心して貸借できる。
④ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられる。	④ 点在・分散している農地の集約化の可能性が拡大する。

(9) 中山間地域における担い手対策

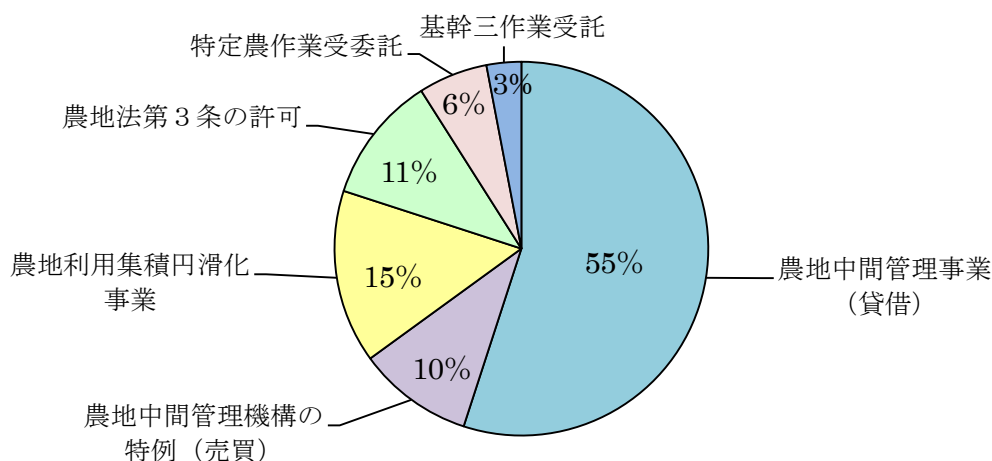
受け手のいない中山間地域における担い手の確保・育成は、機構単独では解決できない大きな課題ですが、例えば、飼料畑の多い地域では、リタイヤする畜産農家と担い手農家をマッチングするなど、それぞれの地域特性に応じ、中山間応援隊等と連携しながら機構の役割を果たしていきます。

(10) 農地の集積から集約化への移行推進

農用地の集積・集約化に関するアンケート調査（H30.3 県農業振興課が実施）によれば、担い手は農地の集積に加え、「集約化」を希望しており、その方法として農地中間管理事業に期待していることから、県内における取組事例などを紹介しながら農地の集約化を推進します。

とりわけ、平場地帯においては、担い手への農地集積が一定程度進む一方、集約を希望する大規模担い手や農業法人が多数存在することから、地図情報を活用した「見える化」により利用権の交換などの合意形成を進め、農地の集約化につなげます。

【担い手が期待する集約化の方法】

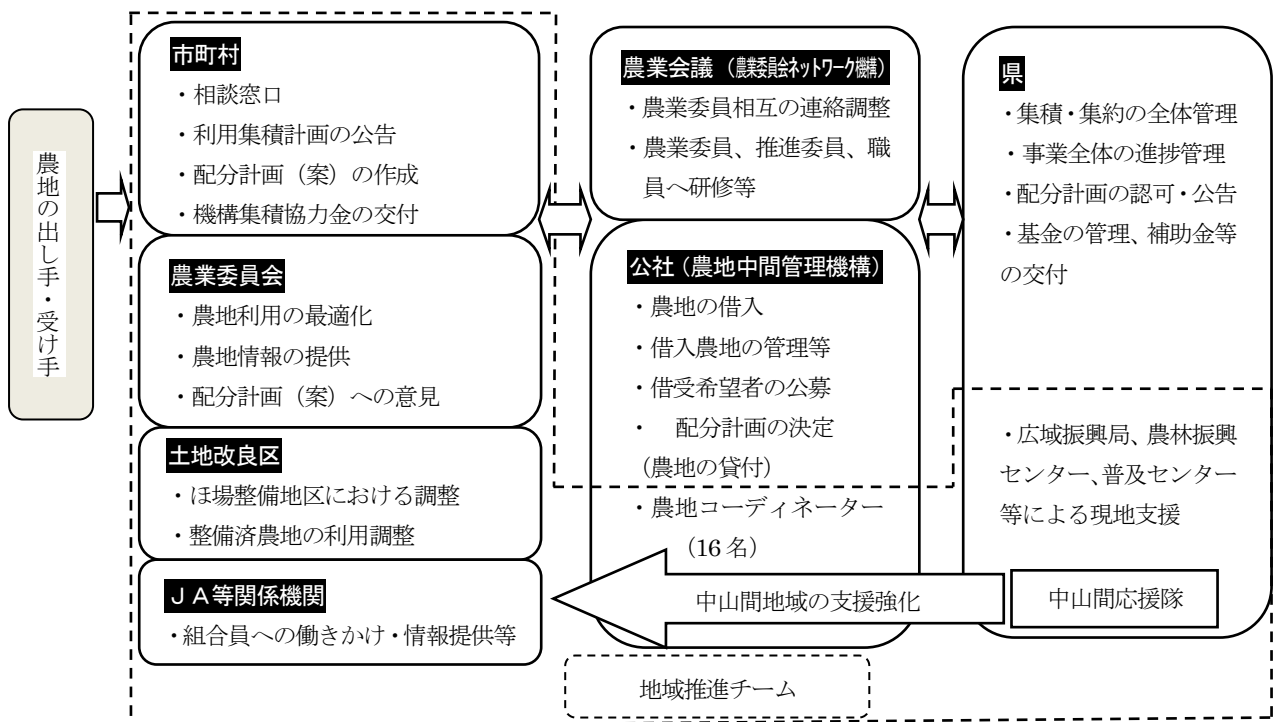


資料：県農業振興課調べ（H30.3）

3 事業推進体制

- (1) 理事の上限を2名増員のうえ、岩手県農業法人協会及び岩手県土地改良事業団連合会に対して理事への就任を要請し、役員体制の強化を図ります。また、担当職員については、他団体等との連携強化に向けて新たに部長級職員を1名配置します。
- (2) 市町村毎の目標達成に向けて市町村が設置する地域推進チームの定期的な会合に積極的に参画し、情報の提供・収集や具体的な取組方策に対する意見・提案などを行います。
 - ・ 地域農業マスタープランの見直し等の機会を活用し、農地の集積・集約に関する地域の話合いに参加します。
 - ・ 受け手が農地を引き受けやすくなるよう、農地耕作条件改善事業等の簡易な基盤整備に関する情報などを幅広く提供します。

【役割分担】



4 年間スケジュール

年度	H29		H30												H31		
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
登録農地の募集 借受希望者の募集			通年で募集 →														
農地の借入(→) 農地の貸付(☆)	H29第3ステージ →			☆													
			第1ステージ(～9月借入・12月貸付) →									☆					
									第2ステージ(～12月借入・2月貸付) →					☆			
															第3ステージ(～3月借入・5月貸付) →		
農地利用集積円滑化事業からの切替え誘導								重点的に実施 →									
農地中間管理事業 推進会議(主催)			○						○						○		
農地中間管理事業 新任者研修(共催)			○														
市町村巡回 担い手との意見交換								随時実施 →									
農業農村整備事業関連 会議等への参加								随時参加 →									
地域農業マスタープラン の話し合い参加												随時参加 →					
農地コーディネーター 会議			○		○		○		○		○		○				

5 農地中間管理機構の特例事業の目標

規模縮小農家等から買い入れた農地を、所有権の取得により規模拡大を図ろうとする認定農業者に売り渡します。

【30年度目標】 (単位：ha、千円)

	面積	金額
買入	90.0	150,000
売渡	77.0	126,000